



昨日の続き、昨日のポイント

昨日紹介した「公立女子大行きたい男性、出願不受理は違憲と提訴へ(11/15)」という記事だが、昨日引用した部分の続きに「男性の訴えや女子大の出願資格について、識者はどう見るか。」という続きがある。小論文の課題として考えた人には、解答のヒントにもなると思うので、引用しておこう。

*

津田塾大の武田万里子教授(憲法学)は「国立女子大の違憲性を指摘するような議論はあった一方、『誰が裁判を起こすのか』という点で現実味がなかった。女性が少ない分野に女性を増やすという目的の学部であれば、女性だけに受験資格を認める対応は『積極的な差別是正措置』として一時的に認められてもいいかもしれない。だが、栄養士といった女性も多い分野の場合、合憲性への疑いが生じる可能性もある」と話す。

京都大大学院の伊藤公雄教授(社会学)は「本来、性別の制限はないほうがいい」とした上で、女子大が女性の自立を促す役割を果たしてきたことは認める。

「女子大でも、大学院レベルでは性別規定を設けていないのがほとんど。女子大も今後は多様な学生を受け入れていくことが求められるのかもしれない」

*

つまり、国公立である以上、やはり「女子大」というあり方には疑問符がつくということだろう。これも時代の流れであろうか。

誰でもが想起する「大相撲」や「歌舞伎」、「宝塚」といった性差を前提とした組織については、それぞれ歴史と伝統があるという理屈づけがなされることが多いが、その「歴史

と伝統」も、実は「創作された概念」に過ぎないのではないかと疑問を呈するのが「社会構築主義」の立場であることは学習した。こういう視点から、我々が常識として無批判に受け入れてしまっている事象について、改めて考え直してみることは重要なことであろう。と同時に、それが常識として受け入れられていること(歴史と伝統)の重みにも謙虚でありたいものである。

*

さて、昨日、出願専用の「証明書発行申請書」と「大学出願申請書・結果報告書」を配布した。いよいよ本番間近である。

調査書の数については、国公立大で前期と後期の両方を受けるなら、同じ大学の前期・後期を受ける場合でも、基本的には1通ずつ(合計2通)必要となる。私立は、1つの志願書につき1通が基本的な考え方である。

例えば、「センター利用入試」と各学部が個別に実施する「個別入試」の両方を受けようと考えている人は、1枚の志願書で「センター利用入試」と「個別入試」の両方について出願できるなら調査書は1通でOKだが、「センター利用入試」と「個別入試」を別々の志願書で出願することになっているなら、2通の調査書が必要になるということである(さらに、「全学部入試」を実施している大学の「全学部入試」に出願する場合は、それ用にもう1通必要となる場合もある)。

というわけで、早めに出願書類を手に入れて、具体的に志願書を書いてみる必要がある。後期中間考査が終わったら、早速準備に取りかかろう。